

平成29年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(平成29年度11月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成29年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

福祉保健部

議案番号	件名	課名等	頁	
議案第1号	平成29年度鳥取県一般会計補正予算 (第4号)			
	1	補正予算説明資料	(総括表) 子育て応援課 健康政策課 医療政策課	1 2 5 6
	2	歳入歳出事項別明細書	/	8
	3	節の明細	/	11
	4	繰越明許費に関する調書	医療政策課	12
	5	債務負担行為に関する調書	福祉保健課 子育て応援課 青少年・家庭課 子ども発達支援課 健康政策課 医療政策課	13

【予算以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第8号	鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について	福祉保健課 障がい福祉課 長寿社会課 青少年・家庭課 子ども発達支援課 健康政策課 医療政策課 医療指導課	16
議案第9号	鳥取県国民健康保険条例の設定について	医療指導課	53

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について (5) 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について (平成29年11月16日専決)	障がい福祉課	62

議案第1号

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
子育て応援課	6,608,449	19,885	6,628,334			19,885		
健康政策課	1,654,155	1,300	1,655,455				1,300	
部計	58,304,380	21,185	58,325,565			19,885	1,300	
<p>説明</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(新)若年者自死対策相談体制構築事業 								

平成29年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7868)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
[債務負担行為] 子育て王国とっとり 推進事業	9,042	(債務負担行為) 5,694	(債務負担行為) 5,694				(債務負担行為) 5,694																
トータルコスト	22,554	0	22,554	(補正に係る主な業務内容)																			
従事する職員数	1.7人	0.0人	1.7人	委託契約業務																			
工程表の政策目標(指標)	—																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>子育て王国とっとりサイトの管理運営に当たって必要な取材・情報収集活動を行い、情報をホームページにアップする等、ホームページの管理運営を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>子育て王国とっとりサイトは子育て支援の効果的な情報発信ツールとして利便性の高いものとなり、アクセス数も多く、県民に浸透してきているところである。</p> <p>しかし、今年度をもって当該サイトの管理運営業務委託先との契約期限が切れるため、次年度以降の委託先を公募型プロポーザル方式により選定する。</p> <p>また、ホームページによる情報提供は、その性格上、切れ目なく継続的に行う必要があるが、毎年業者選定を行って受託業者に変更が生じた場合、業務引継等により受託業務が軌道に乗るまでに遅れが生じる他、委託空白期間が発生し、情報提供そのものに支障をきたすことになる。</p> <p>このことから、債務負担行為の設定を行い、3年間(平成30年～平成32年度)の複数年契約を締結する。</p> <p>(2) 所要額</p> <p>・委託料(債務負担行為): 5,694千円</p> <p>(積算内訳)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>所要額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1,898千円</td> <td>委託料</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>1,898千円</td> <td>委託料</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>1,898千円</td> <td>委託料</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,694千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									年度	所要額	備考	平成30年度	1,898千円	委託料	平成31年度	1,898千円	委託料	平成32年度	1,898千円	委託料	計	5,694千円	
年度	所要額	備考																					
平成30年度	1,898千円	委託料																					
平成31年度	1,898千円	委託料																					
平成32年度	1,898千円	委託料																					
計	5,694千円																						

平成29年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7570)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育所等整備事業		債務負担行為 377,823	債務負担行為 377,823			債務負担行為 (基金繰入金) 377,823		
	226,455	19,885	246,340			(基金繰入金) 19,885		
トータルコスト	227,250	19,885	247,135	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金の申請・交付、連絡調整等				

工程表の政策目標 (指標)

—

事業内容の説明

〔「鳥取県安心こども基金」充当事業〕

1 事業の目的・概要

保育及び子育て環境の充実を図るため、鳥取県安心こども基金を財源として、保育所等の施設整備や修繕等を実施する事業者に補助を行う市町村に対して助成する。

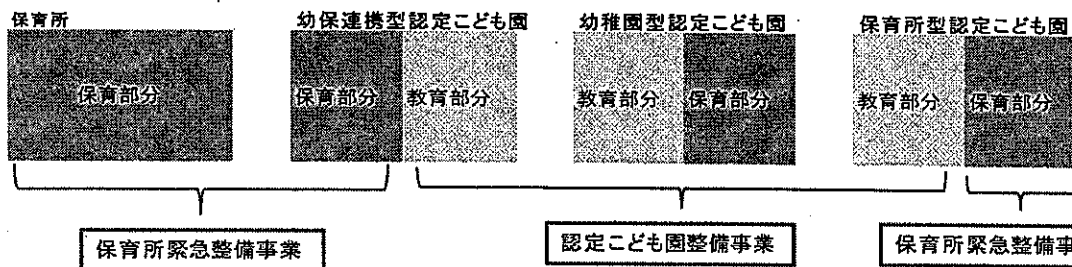
2 主な事業内容

【対象事業】

実施主体	補助対象 (事業期間)	事業名	補助率	補助額(千円)
鳥取市	認定こども園さくら幼稚園・さくら保育園 (幼保連携型認定こども園) 老朽化に伴う耐震化工事 (H30.1~H31.3 (予定)) 【整備計画】	保育所緊急整備事業	2/3	292,011
		※待機児童解消加速化プラン対象		
		認定こども園整備事業	1/2	105,697
	合計			397,708

【事業概要】

事業名	保育所緊急整備事業	認定こども園整備事業
整備対象	<ul style="list-style-type: none"> 保育所 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分 保育所型認定こども園において保育を実施する部分 	<ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分 幼稚園型認定こども園
実施主体	市町村	
負担割合	基金(県) 1/2、市町村1/4、事業者1/4 ※待機児童解消加速化プラン対象の場合 基金(県) 2/3、市町村1/12、事業者1/4	



平成29年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費

子育て応援課 (内線: 7570)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 子育て支援員研修実施事業	12,893	0	12,893	[債務負担行為] 12,893	[債務負担行為] 12,893	[債務負担行為] 6,446	[債務負担行為] 6,447	
トータルコスト	14,483	0	14,483	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	契約、研修計画の立案				
工程表の政策目標 (指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に關しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

平成30年度における本事業の早期実施を目的として、平成29年度から事業着手を行うための債務負担行為である。

2 主な事業内容

前期 5月～8月 後期 10月～2月

研修実施見込み 12,893千円 (前年度12,893千円)

事業名	修了者の主な従事先	実施回数	定員
基本研修		2回	240(120×2回)
地域保育コース (共通)		2回	240(120×2回)
地域型保育	保育園、小規模保育所、事業所内保育所等	2回	200(40×2回、5カ所)
一時預かり事業	一時預かりを実施する保育園等	1回	40(40×1回)
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター提供会員	1回	40(40×1回)
利用者支援事業基本型	子育て支援センター、保健センター等における子育てに関する相談業務	1回	30(30×1回)
利用者支援事業特定型	市町村における子育てに関する相談業務	1回	30(30×1回)
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	1回	40(40×1回)
放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	1回	90(30×1回、3カ所)
社会的養護	乳児院・児童養護施設	1回	40(40×1回)

※1 基本研修修了後に専門研修を受講できる。専門研修は複数のコースを受講可。

※2 地域保育コース (共通) 修了後に、地域型保育、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業を受講できる。

平成29年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課(内線:7227)

8目 健康県づくり推進費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)若年者自死対策相談体制構築事業	0	1,300	1,300				1,300	
トータルコスト	0	2,095	2,095	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	会議開催、普及啓発				
工程表の政策目標(指標)	-							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>神奈川県座間市の死体遺棄事件を受けて、若年者への自死対策の強化があらためて必要であることから、県内の相談機関の職員や県外の専門家や有識者を交え、若年者の現状を認識するとともに、SNSの活用も含めた若年者への効果的な相談体制の整備等について協議を行う。</p> <p>また、当面の対応として、自死に対し各種相談窓口を設置しているものの、十分県民に周知出来ているとはいえないため、あらためて相談窓口の周知・徹底を図っていく。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 若年者向けの自死対策相談体制の構築(500千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の相談機関の職員や県外の専門家や有識者を交えた意見交換会、県内関係者に対する県外の実践者等の講演の実施 SNSの活用も含めた若年者への効果的な相談体制、相談窓口の周知方法等を検討 <p>(2) 若年者自死対策の普及啓発(400千円)</p> <p>「心の相談窓口」「いのちの相談窓口」の情報を幅広く周知し、ひとりで悩みを抱え込まないよう啓発を行う。</p> <p>(3) ペアレンタルコントロール強化事業(400千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自死に係る誘引情報など、インターネット上の有害情報から若年者を守る取組を強化 教育委員会と連携した普及啓発、街頭での普及啓発、県警本部等と連携したインターネット接続機器等販売店への臨店調査等を実施 <p>○実施主体:青少年育成鳥取県民会議</p> <p>○補助率:定額</p>								

平成29年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

2目 医務費

医療政策課 (内線: 7172)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 小児救急電話相談事業	10,580	[債務負担行為] 31,320 0	[債務負担行為] 31,320 10,580			[債務負担行為] (基金繰入金) 31,320		
トータルコスト	11,375	0	11,375	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	委託契約事務				
工程表の政策目標(指標)	軽症患者から重篤な患者まで対応できる救急医療体制の整備							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
<p>小児の発熱等があった場合に、緊急に受診するべきかどうか翌日まで様子を見て受診をするべきかを専門的な経験を踏まえながら助言等を行う小児救急電話相談事業(＃8000)を平成21年2月から実施しているところであり、引き続き平成30年度以降についても実施する。</p> <p>○事業目的 小児救急電話相談事業を実施することにより、救急医療機関の負担軽減及び小児保護者等の安心感の確保等を図る。</p>								
2 主な事業内容								
<p>○電話相談の対応 子どもの急な病気やケガなどの小児保護者等からの相談に対し、看護師がまず対応、その後必要に応じて医師が対応する。診療行為ではなく、あくまで相談により緊急に医療機関に受診すべきかどうかを助言することが主な役割となる。</p> <p>○契約期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日(3年契約)</p> <p>○相談実施期間 平日: 午後7時～翌日午前8時 土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始: 午前8時～翌日午前8時</p>								
3 これまでの取組状況、改善点								
<p>○相談件数 年間4,015件(平成28年度)</p> <p>○相談内容は医療機関の受診が必要でないケースが大半であることから、安易な救急病院への時間外受診等を防止する効果があると考えられる。また、受診が必要なケースにおいては相談患者の症状にあった医療機関へ案内されており、適正な受診に寄与している。</p> <p>○保護者等に子育て支援的な安心感を与えていることから、事業を継続していくことが重要である。</p>								

3目 保健師等指導管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 看護職員等充足対策 費 (看護職員修学資 金等貸付事業)	775,449	(債務負担行為) 862,440 0	(債務負担行為) 862,440 775,449				(債務負担行為) 862,440	
トータルコスト	786,576	0	786,576	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.4人	0人	1.4人	修学資金募集				

工程表の政策目標 (指標) 病院勤務看護職員数 (目標値: 5,623人 (平成29年度))

事業内容の説明

1 事業の目的

県内に就業する看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保のため、各養成施設等に在学する学生に対し、修学上必要な資金を平成30年度に新たに貸付する。

2 事業の内容

(1) 期間 平成30~34年度

(2) 平成30年度新規貸付予定人数及び限度額

区 分	平成30年度 新規貸付		(参考) 平成29年度 新規貸付人数
	予定人数	金額 (千円)	
①看護職員修学資金	405人	666,600	404人
②看護職員奨学金	20人	57,600	17人
③理学療法士等修学資金	80人	138,240	100人
計	505人	862,440	521人

<看護職員修学資金等の概要>

①看護職員修学資金

	国立・公立	私立
看護系大学	48,000円	61,000円
看護系短期大学、保健師、助産師、看護師養成所	32,000円	36,000円
看護系5年一貫校	32,000円	36,000円
准看護師養成所	15,000円	21,000円

- ・返還猶予の条件 県内において看護職員の業務に従事しているとき。
- ・返還免除の条件 看護職員養成施設等を卒業後、県内において引き続き5年間看護職員として業務に従事したとき。(免除額: 全額免除又は半額免除)

②看護職員奨学金

- ・貸付対象者 鳥取大学医学部保健学科看護学専攻に在学している者(地域枠推薦入学生及び鳥取県看護職員養成枠入学生に限る。)で、卒業後県内で看護職員として従事する意思のある者
- ・奨学金の額 月額 60,000円
- ・返還猶予の条件 県内において常勤の看護職員の業務に従事しているとき。
- ・返還免除の条件 看護職員養成施設等を卒業後、県内において引き続き6年間常勤の看護職員として業務に従事したとき。(免除額: 全額免除又は半額免除)

③理学療法士等修学資金

- ・貸付対象者 理学療法士等養成施設に在学している者であり、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事する意思のある者
- ・貸付月額 国公立等養成施設 32,000円 その他の養成施設 36,000円
- ・返還猶予の条件 貸付終了後、理学療法士等として県内で従事しているとき。
- ・返還免除の条件 養成施設を卒業後、県内において修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間以上従事したとき。

平成29年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
					補正前	補正額	補正後	2項 児童福祉費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額				補正後	補正前	補正額
1	報酬	431,188		431,188	405,797		405,797	207,892		207,892
2	給料	1,591,362		1,591,362	1,534,392		1,534,392	1,090,026		1,090,026
3	職員手当等	904,293		904,293	875,658		875,658	651,798		651,798
4	共済費	617,876		617,876	593,894		593,894	419,117		419,117
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	288		288	288		288	288		288
8	報償費	81,268		81,268	71,532		71,532	53,805		53,805
9	旅費	66,854		66,854	55,289		55,289	21,146		21,146
	費用弁償	10,197		10,197	7,334		7,334	2,688		2,688
	普通旅費	34,106		34,106	30,539		30,539	14,780		14,780
	特別旅費	22,551		22,551	17,416		17,416	3,678		3,678
10	交際費									
11	需用費	178,098		178,098	165,632		165,632	117,107		117,107
12	役務費	83,659		83,659	74,922		74,922	42,535		42,535
13	委託料	3,111,670		3,111,670	3,024,680		3,024,680	2,301,144		2,301,144
14	使用料及び賃借料	70,839		70,839	65,957		65,957	36,299		36,299
15	工事請負費	72,748		72,748	72,748		72,748	16,686		16,686
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	21,111		21,111	20,883		20,883	17,513		17,513
19	負担金、補助及び交付金	35,689,981	19,885	35,709,866	35,339,237	19,885	35,359,122	5,896,485	19,885	5,916,370
20	扶助費	1,757,088		1,757,088	1,755,588		1,755,588	280,089		280,089
21	貸付金	41,960		41,960	41,760		41,760	41,760		41,760
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	37		37	37		37			
24	投資及び出資金									
25	積立金	297,710		297,710	297,706		297,706	287		287
26	寄附金	1,250		1,250	1,250		1,250			
27	公課費	89		89	89		89	89		89
28	繰出金	2,650		2,650	2,650		2,650	2,650		2,650
	予備費									
	計	45,022,019	19,885	45,041,904	44,399,989	19,885	44,419,874	11,196,716	19,885	11,216,601
財源	国庫支出金	3,066,867		3,066,867	2,802,201		2,802,201	1,335,485		1,335,485
	地方債	25,000		25,000	25,000		25,000	13,000		13,000
	その他	2,979,172	19,885	2,999,057	2,978,665	19,885	2,998,550	1,063,164	19,885	1,083,049
	一般財源	38,950,980		38,950,980	38,594,123		38,594,123	8,785,067		8,785,067

平成29年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位:千円)

款項目 節	3款 民生費			4款 衛生費								
	うち福祉保健部			補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
	2項 児童福祉費						補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
	1目 児童福祉総務費											
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後				
1 報 酬	83,733		83,733	172,167		172,167	93,071		93,071			
2 給 料	1,090,026		1,090,026	1,549,584		1,549,584	789,984		789,984			
3 職 員 手 当 等	651,798		651,798	891,097		891,097	501,372		501,372			
4 共 済 費	403,610		403,610	584,697		584,697	298,309		298,309			
5 災 害 補 償 費												
6 恩給及び退職年金												
7 賃 金				15,940		15,940	15,940		15,940			
8 報 償 費	16,231		16,231	48,540	1,100	49,640	32,817	500	33,317			
9 旅 費	11,332		11,332	71,334	600	71,934	38,640	400	39,040			
費用弁償	1,674		1,674	9,184		9,184	4,976		4,976			
普通旅費	6,767		6,767	33,269		33,269	14,462		14,462			
特別旅費	2,891		2,891	28,881	600	29,481	19,202	400	19,602			
10 交 際 費												
11 需 用 費	16,724		16,724	173,953		173,953	65,302		65,302			
12 役 務 費	10,807		10,807	67,780		67,780	34,181		34,181			
13 委 託 料	302,490		302,490	1,087,628	1,000	1,088,628	451,228		451,228			
14 使用料及び賃借料	6,949		6,949	79,397		79,397	29,888		29,888			
15 工 事 請 負 費				1,226,348		1,226,348	413,164		413,164			
16 原 材 料 費												
17 公 有 財 産 購 入 費				4,273		4,273	4,273		4,273			
18 備 品 購 入 費	4,082		4,082	41,871		41,871	26,107		26,107			
19 負担金、補助及び交付金	4,080,719	19,885	4,100,604	6,766,419	400	6,766,819	5,997,475	400	5,997,875			
20 扶 助 費	1,233		1,233	1,400,160		1,400,160	1,400,160		1,400,160			
21 貸 付 金	41,760		41,760	1,062,773		1,062,773	1,032,985		1,032,985			
22 補償、補填及び賠償金												
23 償還金、利子及び割引料				76,060		76,060	76,060		76,060			
24 投資及び出資金												
25 積 立 金	287		287	1,832,734		1,832,734	1,819,619		1,819,619			
26 寄 附 金				58,645		58,645	34,200		34,200			
27 公 課 費				57		57	50		50			
28 繰 出 金												
予 備 費												
計	6,721,781	19,885	6,741,666	17,211,457	3,100	17,214,557	13,154,825	1,300	13,156,125			
財 源 内 訳	国庫支出金	263,987		263,987	3,814,276		3,814,276	2,948,996		2,948,996		
	地方債				408,000		408,000	65,000		65,000		
	その他	496,728	19,885	516,613	2,562,806		2,562,806	2,374,044		2,374,044		
	一般財源	5,961,066		5,961,066	10,426,375	3,100	10,429,475	7,766,785	1,300	7,768,085		

平成29年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	4款 衛生費						福祉保健部 合計		
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費						補正前	補正額	補正後
		補正前	補正額	補正後	8目 健康県づくり推進費					
補正前	補正額				補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	51,308		51,308	10,736		10,736	499,858		499,858
2	給料	132,930		132,930				2,324,376		2,324,376
3	職員手当等	74,998		74,998				1,377,030		1,377,030
4	共済費	56,405		56,405	1,441		1,441	892,203		892,203
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	14,625		14,625				16,228		16,228
8	報償費	13,255	500	13,755	1,851	500	2,351	104,792	500	105,292
9	旅費	18,193	400	18,593	1,677	400	2,077	94,789	400	95,189
	費用弁償	2,537		2,537	328		328	12,618		12,618
	普通旅費	6,128		6,128	169		169	45,201		45,201
	特別旅費	9,528	400	9,928	1,180	400	1,580	36,970	400	37,370
10	交際費									
11	需用費	23,280		23,280	2,085		2,085	231,428		231,428
12	役務費	15,793		15,793	873		873	109,143		109,143
13	委託料	260,595		260,595	21,065		21,065	3,476,741		3,476,741
14	使用料及び賃借料	7,093		7,093	894		894	95,865		95,865
15	工事請負費	12,728		12,728				485,912		485,912
16	原材料費									
17	公有財産購入費							4,273		4,273
18	備品購入費	21,675		21,675				46,990		46,990
19	負担金、補助及び交付金	551,499	400	551,899	23,256	400	23,656	41,949,598	20,285	41,969,883
20	扶助費	1,400,040		1,400,040				3,155,748		3,155,748
21	貸付金							1,074,745		1,074,745
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料							209,097		209,097
24	投資及び出資金									
25	積立金							2,117,325		2,117,325
26	寄附金							35,450		35,450
27	公課費							139		139
28	繰出金							2,650		2,650
	予備費									
	計	2,654,417	1,300	2,655,717	63,878	1,300	65,178	58,304,380	21,185	58,325,565
財源内訳	国庫支出金	1,007,276		1,007,276	18,821		18,821	5,891,335		5,891,335
	地方債	11,000		11,000				150,000		150,000
	その他	1,396		1,396	32		32	5,352,709	19,885	5,372,594
	一般財源	1,634,745	1,300	1,636,045	45,025	1,300	46,325	46,910,336	1,300	46,911,636

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
3款 民生費		
2項 児童福祉費		
1目 児童福祉総務費		
負担金、補助 及び交付金	保育所等整備事業補助金	19,885
4款 衛生費		
1項 公衆衛生費		
8目 健康県づくり推進費		
負担金、補助 及び交付金	ペアレンタルコントロール強化事業補助金	400

繰越明許費に関する調書

福祉保健部 (単位: 千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	備考
4	4	2	鳥取県ドクターヘリ導入事業費(格納庫・給油施設・搭載医療機器等整備費)	433,035	345,588	格納庫等の工事について、土地所有者との調整や着工に必要な手続に時間を要し、完成が平成30年5月末頃になる見込みであることから、事業費の一部(格納庫等関係)を繰り越すものである。
福祉保健部一般会計合計				433,035	345,588	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	特定財源			一般財源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成29年度 子育て王国とつり推 進事業費	5,694			平成30年度から 平成32年度まで	5,694					5,694
平成29年度 保育所等整備事業費	377,823			平成30年度	377,823				377,823	
平成29年度 子育て支援員研修事 業委託	12,893			平成30年度	12,893	6,446				6,447
平成29年度 小児救急電話相談事 業委託	31,320			平成30年度から 平成32年度まで	31,320				31,320	
平成29年度 看護学生等修学資金 貸付金	862,440			平成30年度から 平成34年度まで	862,440					862,440
平成29年度 西部総合事務所福祉 保健局庁舎清掃業務 委託	2,725			平成30年度	2,725					2,725
平成29年度 福祉相談センター清 掃業務委託	11,301			平成30年度から 平成32年度まで	11,301					11,301

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳					
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	地方債 千円	その 他		一般財源 千円	
								千円	千円		
平成29年度 福祉相談センター(婦 人相談所)給食業務 委託	13,839			平成30年度から 平成32年度まで	13,839						13,839
平成29年度 福祉相談センター(中 央児童相談所)給食 業務委託	17,955			平成30年度から 平成32年度まで	17,955						17,955
平成29年度 皆成学園庁舎清掃業 務委託	11,033			平成30年度から 平成32年度まで	11,033					11,033	
平成29年度 皆成学園冷温水器保 守点検業務委託	4,147			平成30年度から 平成32年度まで	4,147					4,147	
平成29年度 総合療育センター一清 掃業務委託	28,362			平成30年度から 平成31年度まで	28,362					28,362	
平成29年度 総合療育センター一警 備業務委託	20,163			平成30年度から 平成32年度まで	20,163					20,163	
平成29年度 総合療育センター一設 備保守業務委託	3,570			平成30年度から 平成32年度まで	3,570					3,570	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一般財源 千円
平成29年度 総合療育センター一経 皮ガスモニタ保守業務 委託	1,356			平成30年度から 平成32年度まで	1,356			1,356	
平成29年度 精神保健福祉セン ター清掃業務委託	6,996			平成30年度から 平成32年度まで	6,996				6,996

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 鳥取市が中核市に移行することに伴い、関係条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正 ア 法令上、中核市の事務となる項目を削る。 イ 中核市が処理する事務と一体的に実施することが望ましい事務を鳥取市に移譲する。 (2) 鳥取県民生委員定数条例の一部改正 市町村の民生委員の定数を定めた規定中、鳥取市に関する規定を削る。 (3) 鳥取県保健所条例の一部改正 鳥取県鳥取保健所の管轄区域から、鳥取市を除く。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、平成30年4月1日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

平成30年度4月～「鳥取県知事の権限に属する事務の特例に関する条例」改正予定事務の概要

◆H29年度：11月議会

◆平成30年4月1日施行

別表 項番	根拠法令等	法・条例の目的	法定移譲		条例移譲(権限条例改正)		所管課		
			内容	保健所 設置市	中核市	改正理由		内容	
5 502 503						<p>精神通院医療の支給認定等に係る事務について、鳥取市分を鳥取市が支給認定等することとで事務の効率化を図られるため、条例で移譲する。</p>	<p>新規項目 ・精神通院医療の支給認定等に係る事務(申請受理、受給者証の交付、変更申請の受理、変更認定、受給者証への記載・返還、認定取消、受給者証の返還要求、氏名等変更の届出受理、受給者証の再交付、官公署等への資料請求)</p>	鳥取市を对象から除くもの ・精神通院医療の支給認定等に係る事務を新規に条例移譲に追加することに伴い、県内各市町村に条例移譲していた精神通院医療の支給認定のための所得状況審査につき鳥取市を除く。	障がい福祉課
8の12 8の13	医療法 同法施行令	国民の健康の保持に寄与するため、医療施設や医療法人の規制などを行うもの	指定障害福祉サービス事業者、指定一般相親介護事業者、指定療養所・助産所に関する許可、届出の受理、命令等			<p>新規項目 ・病院の開設許可の申請や休止などの各種届出の受理及び経由事務 ・医療法人の設立認可、定款変更等の申請や各種届出の受理及び経由事務</p>	医療政策課		
8の14	医師法施行令	公衆衛生の向上と増進のために医師の資格等を規定するもの。	—			<p>新規項目 ・免許申請の経由事務 ・医籍の訂正等の申請の経由事務 ・免許証の書換申請等の経由事務 等</p>	医療政策課		
8の15	歯科医師法施行令	公衆衛生の向上と増進のために歯科医師の資格等を規定するもの。	—			<p>新規項目 ・従来保健所を経由していた免許関連申請・届出受付事務等について、保健所が窓口として広く周知されているため、鳥取市に移譲し業務の効率化を図る</p>	医療政策課		
8の16	診療放射線技師法施行令	医療と公衆衛生の普及と向上のために診療放射線技師の資格等を規定するもの。	—			<p>新規項目 ・従来保健所を経由していた免許関連申請・届出受付事務等について、保健所が窓口として広く周知されているため、鳥取市に移譲し業務の効率化を図る</p>	医療政策課		

<p>8の26 8の27</p> <p>麻薬及び向精神薬取締 法 同法施行規則</p>	<p>麻薬及び向精神薬の輸入、輸出、製 造、製剤、譲渡等について必要な 取締りを行うとともに、麻薬中毒者等 について必要な医療を行う等の措置 を講ずること等により、麻薬及び向 精神薬の濫用による保健衛生上の 危害を防止するもの。</p>	<p>医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律 同法施行令 同法施行規則 薬事法の一部を改正する 法律附則第10条によりな お効力を有するものとのさ れる改正前の薬事法 薬事法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係法 令の整備等及び経過措 置に関する政令附則第6 条によりなお効力を有す るものとのされる改正前の 薬事法施行令 薬事法施行規則等の一 部を改正する省令附則第 12条第1項によりなお効 力を有するものとのされる 改正前の薬事法施行規 則</p>	<p>医薬品、医療機器等の製造販 売業、製造業の許可 薬局製造販売医薬品の製造販 売業、製造業の許可 薬局製造販売医薬品の製造販 売の承認 高度管理医療機器等の販売業・ 貸与業の許可 管理医療機器の販売業及び貸 与業の届出の受理 上記に関する監視指導</p>	<p>従来保健所を経由していた免許・許可・登録 等関連申請・届出受付事務等について、保健 所が窓口として広く周知されているため、鳥取 市に移譲し業務の効率化を図る</p>	<p>新規項目 ・麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者等 の免許申請、免許証の記載事項変更届、廃止 届等の経田事務 ・麻薬小売業者間の譲渡許可申請、追加届等 の経田事務 ・麻薬廃棄届、麻薬事故届、麻薬小売業者等の 届出の経田事務 ・向精神薬試験研究施設設置者の登録申請等 の経田事務 ・特定麻薬等原料卸小売業者等の経田事務</p>	<p>医療指 導課</p>
<p>8の28 8の29 8の30 8の32 8の33 8の34</p>	<p>従来保健所を経由していた免許・許可・登録等 関連申請・届出については、従来から保健所 が窓口及び許可権者として広く周知されてい るため、鳥取市に移譲し業務の効率化を図 る。また、それに付随する一連の事務として管 理者業務許可についても鳥取市に移譲し業務 の効率化を図る ・従来保健所を経由していた許可等関連申 請・届出、試験申請書受付事務等について、 保健所が窓口として広く周知されているため、 鳥取市に移譲し業務の効率化を図る</p>	<p>卸売販売業、再生医療等製品販売業許可の 関連申請・届出については、従来から保健所 が窓口及び許可権者として広く周知されてい るため、鳥取市に移譲し業務の効率化を図 る。また、それに付随する一連の事務として管 理者業務許可についても鳥取市に移譲し業務 の効率化を図る ・従来保健所を経由していた許可等関連申 請・届出、試験申請書受付事務等について、 保健所が窓口として広く周知されているため、 鳥取市に移譲し業務の効率化を図る</p>	<p>卸売販売業、再生医療等製品販売業許可の 関連申請・届出については、従来から保健所 が窓口及び許可権者として広く周知されてい るため、鳥取市に移譲し業務の効率化を図 る。また、それに付随する一連の事務として管 理者業務許可についても鳥取市に移譲し業務 の効率化を図る ・従来保健所を経由していた許可等関連申 請・届出、試験申請書受付事務等について、 保健所が窓口として広く周知されているため、 鳥取市に移譲し業務の効率化を図る</p>	<p>新規項目 【許可、監視指導】 ・卸売販売業の許可 ・再生医療等製品販売業の許可 ・卸売販売業、再生医療等製品販売業の管理 者業務許可 【経田事務】 ・医薬品等製造販売業・製造業に係る許可申 請・届出等の経田事務 ・医療機器修理業に係る許可申請・届出等の経 田事務 ・配置販売業に係る許可申請・届出等の経田事 務 ・登録販売者試験の申請書、販売従事登録申 請等の経田事務等</p>	<p>医療指 導課</p>	
<p>8の31</p>	<p>従来保健所を経由していた身分証明書等関 連申請受付事務等について、保健所が窓口と して広く周知されているため、鳥取市に移譲し 業務の効率化を図る</p>	<p>従来保健所を経由していた身分証明書等関 連申請受付事務等について、保健所が窓口と して広く周知されているため、鳥取市に移譲し 業務の効率化を図る</p>	<p>身分証明書等 登録販売者試験の合格証書の再交付申請の 経田事務</p>	<p>新規項目 ・身分証明書 登録販売者試験の合格証書の再交付申請の 経田事務</p>	<p>医療指 導課</p>	
<p>8の35</p>	<p>従来保健所を経由していた免許関連申請・ 届出受付事務等について、保健所が窓口とし て広く周知されているため、鳥取市に移譲し業 務の効率化を図る</p>	<p>従来保健所を経由していた免許関連申請・ 届出受付事務等について、保健所が窓口とし て広く周知されているため、鳥取市に移譲し業 務の効率化を図る</p>	<p>新規項目 ・薬剤師免許申請、薬剤師名簿訂正申請、薬剤 師名簿の登録の削除申請等の経田事務 ・薬剤師免許証の書換え交付申請、再交付申 請、返納等の経田事務</p>	<p>医療指 導課</p>		

鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。)	各市町村 <u>(鳥取市を除く。)</u>	5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。)	各市町村
(1)・(2) 略		(1)・(2) 略	
5の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの	鳥取市		
(1) 第12条の規定による自立支援給付に関する資料の提供等の要求及び報告の要求			
(2) 第51条の2第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理(指定に係る事業所又は施設が鳥取市の区域のみに所在する指定事業者等に係るものに限る。(3)から(10)までにおいて同じ。)			
(3) 第51条の2第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理			
(4) 第51条の2第4項の規定による区分の変更時の届出の受理			
(5) 第51条の3第1項の規定による業務管理体制の整備に関する報告等の命令及び立入検査等			
(6) 第51条の3第3項の規定によ			

る業務管理体制の整備に関する権限の行使の要求

- (7) 第51条の4第1項の規定による業務管理体制の整備の勧告
- (8) 第51条の4第2項の規定による公表
- (9) 第51条の4第3項の規定による勧告に係る措置の命令
- (10) 第51条の4第4項の規定による公示
- (11) 第51条の31第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理（指定に係る事業所が鳥取市の区域のみに所在する指定相談事業者に係るものに限る。（12）から（21）までにおいて同じ。）
- (12) 第51条の31第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理
- (13) 第51条の31第4項の規定による区分の変更時の届出の受理
- (14) 第51条の32第1項の規定による業務管理体制の整備に関する報告等の命令及び立入検査等
- (15) 第51条の32第3項の規定による業務管理体制の整備に関する権限の行使の要求
- (16) 第51条の32第4項の規定による権限の行使の結果の通知
- (17) 第51条の33第1項の規定による業務管理体制の整備の勧告
- (18) 第51条の33第2項の規定による公表
- (19) 第51条の33第3項の規定による勧告に係る措置の命令
- (20) 第51条の33第4項の規定による公示
- (21) 第51条の33第5項の規定による違反の内容の通知
- (22) 第52条第1項の規定による支給認定
- (23) 第53条第1項の規定による支給認定の申請の受理

<p>(24) 第54条第3項の規定による医療受給者証の交付</p> <p>(25) 第56条第1項の規定による支給認定の変更の申請の受理</p> <p>(26) 第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定</p> <p>(27) 第56条第4項の規定による認定に係る事項の医療受給者証への記載及び医療受給者証の返還</p> <p>(28) 第57条第1項の規定による支給認定の取消し</p> <p>(29) 第57条第2項の規定による医療受給者証の返還の要求</p>	
<p>5の3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第32条第1項の規定による申請内容の変更の届出の受理</p> <p>(2) 第33条第1項の規定による医療受給者証の再交付</p>	鳥取市
<p>5の4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第22条の規定による診察及び保護の申請の受理</p> <p>(2) 第23条から第26条の3までの規定による通報及び届出の受理</p> <p>(3) 第27条第1項及び第2項の規定による指定医の診察</p> <p>(4) 第27条第3項の規定による診察に係る職員の立会い</p> <p>(5) 第28条第1項の規定による診察の通知</p> <p>(6) 第29条第1項の規定による入院措置</p> <p>(7) 第29条第3項（第29条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による入院措置の通知</p> <p>(8) 第29条の2第1項の規定による診察及び入院措置</p> <p>(9) 第29条の2第2項の規定によ</p>	鳥取市

<p>る入院措置の決定</p> <p>(10) 第29条の2の2第1項の規定による精神障害者の移送</p> <p>(11) 第29条の2の2第2項(第34条第4項において準用する場合を含む。)の規定による移送の通知</p> <p>(12) 第29条の2の2第3項(第34条第4項において準用する場合を含む。)の規定による行動の制限</p> <p>(13) 第29条の4第1項の規定による退院措置及び意見の聴取</p> <p>(14) 第29条の5の規定による精神科病院又は指定病院の管理者の届出の受理</p> <p>(15) 第31条の規定による入院に要する費用の徴収</p> <p>(16) 第34条第1項から第3項までの規定による医療保護入院等のための移送</p> <p>(17) 第38条の4の規定による退院等の請求の受理及び知事への送付</p> <p>(18) 第40条の規定による措置入院者の仮退院の許可</p> <p>(19) 第45条第2項の規定による審査及び精神障害者保健福祉手帳の交付</p> <p>(20) 第45条第3項(同条第5項及び第45条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定による通知</p> <p>(21) 第45条第4項の規定による認定</p> <p>(22) 第45条の2第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還の受理</p> <p>(23) 第45条の2第3項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還の命令</p> <p>(24) 第45条の2第4項の規定による指定医の診察</p>	
<p>5の5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)に基づく事務のうち、次に</p>	<p>鳥取市</p>

<p>掲げるもの</p> <p>(1) 第7条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備</p> <p>(2) 第7条第2項の規定による氏名又は居住地の変更の届出の受理</p> <p>(3) 第7条第4項の規定による届出の受理</p> <p>(4) 第7条第5項の規定による通知及び精神障害者保健福祉手帳の交付</p> <p>(5) 第7条第6項の規定による精神障害者保健福祉手帳交付台帳からの記載事項の消除</p> <p>(6) 第8条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還及び交付</p> <p>(7) 第9条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付</p> <p>(8) 第10条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の再交付</p> <p>(9) 第10条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還の受理</p> <p>(10) 第10条の2第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還の受理</p>			
略		略	
<p>7 戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(5) 略</p>	各市	<p>7 戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(5) 略</p>	各市
<p>7の2 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第24条第1項の規定による居宅サービス等を行った者等に対する報告等の命令等</p> <p>(2) 第24条第2項の規定による介護給付等を受けた被保険者等に対する報告等の命令等</p> <p>(3) 第115条の32第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理</p>	鳥取市		

<p>(4) 第115条の32第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理</p> <p>(5) 第115条の32第4項の規定による同条第2項各号に掲げる区分の変更時の届出の受理</p> <p>(6) 第115条の33第1項の規定による介護サービス事業者に対する報告等の命令及び立入検査</p> <p>(7) 第115条の33第3項の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事に対する同条第1項の権限の行使の要求</p> <p>(8) 第115条の33第4項の規定による同条第1項の権限の行使の結果に係る通知の受理及び市町村長への通知</p> <p>(9) 第115条の34第1項の規定による介護サービス事業者に対する勧告</p> <p>(10) 第115条の34第2項の規定による公表</p> <p>(11) 第115条の34第3項の規定による介護サービス事業者に対する命令</p> <p>(12) 第115条の34第4項の規定による公示</p> <p>(13) 第115条の34第5項の規定による通知の受理及び関係市町村長への通知</p>			
<p>8 介護保険法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第79条第2項第1号（同法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）、第81条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）</p>	<p>南部箕蚊屋広域連合</p>	<p>8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第79条第2項第1号（同法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）、第81条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）</p>	<p>南部箕蚊屋広域連合</p>

<p>(1)～(41) 略</p> <p>(42) 第115条の33第3項の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事に対する同条第1項の権限の行使の要求</p> <p>(43)～(48) 略</p>		<p>(1)～(41) 略</p> <p>(42) 第115条の33第3項の規定による厚生労働大臣に対する同条第1項の権限の行使の要求</p> <p>(43)～(48) 略</p>	
略		略	
<p>8の4 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</p>	<p>各市町村（鳥取市を除く。）</p>	<p>8の4 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</p>	<p>各市町村</p>
略		略	
<p>8の8 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定</p> <p>(2) 第21条の5の16第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の更新</p> <p>(3) 第21条の5の20第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の変更又は再開の届出の受理</p> <p>(4) 第21条の5の20第2項の規定による指定通所支援の事業の廃止又は休止の届出の受理</p> <p>(5) 第21条の5の21第1項の規定による連絡調整及び助言その他の援助</p> <p>(6) 第21条の5の22第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告等の命令及び立入検査等</p> <p>(7) 第21条の5の23第1項の規定による指定障害児事業者等に対する勧告</p> <p>(8) 第21条の5の23第2項の規定による公表</p> <p>(9) 第21条の5の23第3項の規定による勧告に係る措置の命令</p> <p>(10) 第21条の5の23第4項の規定による公示</p> <p>(11) 第21条の5の23第5項の規定</p>	<p>鳥取市</p>		

<p>による通知の受理</p> <p>(12) 第21条の5の24第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の取消し及び効力の停止</p> <p>(13) 第21条の5の24第2項の規定による通知の受理</p> <p>(14) 第21条の5の25の規定による指定障害児通所支援事業者の指定等の公示</p> <p>(15) 第21条の5の26第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理（指定に係る事業所が鳥取市の区域のみに所在する指定障害児通所支援事業者に係るものに限る。(16)から(23)までにおいて同じ。)</p> <p>(16) 第21条の5の26第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理</p> <p>(17) 第21条の5の26第4項の規定による区分の変更時の届出の受理</p> <p>(18) 第21条の5の27第1項の規定による業務管理体制の整備に関する報告等の命令及び立入検査等</p> <p>(19) 第21条の5の27第3項の規定による業務管理体制の整備に関する権限の行使の要求</p> <p>(20) 第21条の5の28第1項の規定による業務管理体制の整備の勧告</p> <p>(21) 第21条の5の28第2項の規定による公表</p> <p>(22) 第21条の5の28第3項の規定による勧告に係る措置の命令</p> <p>(23) 第21条の5の28第4項の規定による公示</p>			
<p>8の9 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第5条第1項の規定による特定医療費（第7条第7項の規定により指定医療機関に支払うものを除く。(5)及び(6)において同じ。)の支給</p>	<p>鳥取市</p>		

<ul style="list-style-type: none"> (2) 第6条第1項の規定による支給認定の申請の受理及び知事への送付 (3) 第10条第1項の規定による支給認定の変更の申請の受理及び知事への送付 (4) 第28条第1項第3号の規定による訪問看護を行う事業の実施 (5) 第35条第1項の規定による特定医療費の支給に係る指定難病の患者等に対する報告等の命令等 (6) 第37条の規定による特定医療費の支給に係る資料の提供等の要求 	
<p>8の10 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第13条第1項の規定による申請内容の変更の届出の受理及び知事への送付</p>	鳥取市
<p>8の11 栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第1条第1項の規定による栄養士の免許の申請の受理及び知事への送付 (2) 第1条第2項の規定による管理栄養士の免許の申請の受理及び知事への送付 (3) 第3条第2項の規定による栄養士名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付 (4) 第3条第4項の規定による管理栄養士名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付 (5) 第4条第1項の規定による栄養士名簿の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付 (6) 第4条第2項の規定による管理栄養士名簿の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付 (7) 第5条第1項の規定による栄養士免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付 (8) 第5条第2項の規定による管 	鳥取市

<p>理栄養士免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(9) 第6条第1項の規定による栄養士免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(10) 第6条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(11) 第6条第6項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(12) 第7条の規定による免許の取消し等に関する通知の受理及び知事への送付</p> <p>(13) 第8条第1項の規定による栄養士免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(14) 第8条第2項の規定による管理栄養士免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(15) 第8条第3項の規定による栄養士免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(16) 第8条第4項の規定による管理栄養士免許証の返納の受理及び知事への送付</p>	
<p>8の12 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による地域医療支援病院と称することの承認の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第6条の3第1項の規定による病院等の情報の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第6条の3第2項の規定による病院等の情報の変更の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第7条第1項の規定による病院の開設の許可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第7条第2項の規定による病院の病床数等の変更（病床数の増加に係るものに限る。）の許可の</p>	<p>鳥取市</p>

申請の受理及び知事への送付

- (6) 第7条第2項の規定による病院の病床数等の変更（病床数の増加に係るものを除く。）の許可
- (7) 第7条第3項の規定による診療所の病床の設置又は病床数等の変更（病床数の増加に係るものに限る。）の許可の申請の受理及び知事への送付
- (8) 第7条第3項の規定による診療所の病床数等の変更（病床数の増加に係るものを除く。）の許可
- (9) 第8条の2第2項の規定による病院の休止の届出の受理及び知事への送付
- (10) 第9条第1項の規定による病院の廃止の届出の受理及び知事への送付
- (11) 第9条第2項の規定による病院の開設者の死亡等の届出の受理及び知事への送付
- (12) 第12条第1項ただし書の規定による病院の管理の許可の申請の受理及び知事への送付
- (13) 第12条第2項の規定による他の病院又は診療所の管理の許可の申請の受理及び知事への送付
- (14) 第16条ただし書の規定による宿直を不要とする許可の申請の受理及び知事への送付
- (15) 第18条ただし書（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第1条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による専属の薬剤師を置かないことの許可の申請又は通知の受理及び知事への送付
- (16) 第27条の規定による検査及び許可証の交付
- (17) 第42条の2第1項の規定による社会医療法人の認定の申請の受理及び知事への送付
- (18) 第42条の3第1項の規定による実施計画の認定の申請の受理及び知事への送付

- (19) 第44条第1項の規定による医療法人の設立の認可の申請の受理及び知事への送付
- (20) 第44条第3項の規定による医療法人の名称等の決定の請求の受理及び知事への送付
- (21) 第46条の5第1項ただし書の規定による理事の人数の認可の申請の受理及び知事への送付
- (22) 第46条の5第6項ただし書の規定による管理者の一部を理事に加えないことの認可の申請の受理及び知事への送付
- (23) 第46条の5の3第2項の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任の請求の受理及び知事への送付
- (24) 第46条の6第1項ただし書の規定による理事長の選出の認可の申請の受理及び知事への送付
- (25) 第46条の8第4号の規定による監事の報告の受理及び知事への送付
- (26) 第52条第1項の規定による書類の届出の受理及び知事への送付
- (27) 第54条の9第3項(第70条の18第1項において準用する場合を含む。)の規定による定款又は寄附行為の変更の認可の申請の受理及び知事への送付
- (28) 第54条の9第5項(第70条の18第1項において準用する場合を含む。)の規定による定款又は寄附行為の変更の届出の受理
- (29) 第55条第6項(第70条の15において準用する場合を含む。)の規定による解散の認可の申請の受理及び知事への送付
- (30) 第55条第8項(第70条の15において準用する場合を含む。)の規定による解散の届出の受理及び知事への送付
- (31) 第56条の6(第70条の15において準用する場合を含む。)の規

<p>定による清算人の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(32) 第56条の11（第70条の15において準用する場合を含む。）の規定による清算終了の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(33) 第58条の2第4項（第59条の2において準用する場合を含む。）の規定による吸収合併又は新設合併の認可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(34) 第60条の3第4項（第61条の3において準用する場合を含む。）の規定による吸収分割又は新設分割の認可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(35) 第70条の2第1項の規定による医療連携推進認定の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(36) 第70条の12第2項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第100条の規定による監事の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(37) 第70条の19第1項の規定による代表理事の選定及び解職の認可の申請の受理及び知事への送付</p>			
<p>8の13 医療法施行令に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第3条の3の規定による診療所の病床設置の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第4条第2項の規定による診療所の病床数等の変更（病床数の増加に係るものに限る。）の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第4条第2項の規定による診療所の病床数等の変更（病床数の増加に係るものを除く。）の届出の受理</p> <p>(4) 第5条の5の5の規定による認定実施計画の実施状況を記載した書類等の受理及び知事への送付</p>	<p>鳥取市</p>		

<p>(5) 第5条の12の規定による登記事項等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第5条の13の規定による役員変更の届出の受理及び知事への送付</p>	
<p>8の14 医師法施行令（昭和28年政令第382号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第3条の規定による医師免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第5条第2項の規定による医籍の訂正の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第6条第1項の規定による医籍の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第8条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第9条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第9条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第10条の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p>	鳥取市
<p>8の15 歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第3条の規定による歯科医師免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第5条第2項の規定による歯科医籍の訂正の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第6条第1項の規定による歯科医籍の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第8条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第9条第2項の規定による免</p>	鳥取市

<p>許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第9条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第10条の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p>	
<p>8の16 診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第1条の2の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第1条の4第2項の規定による診療放射線技師籍の訂正の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第2条第1項の規定による診療放射線技師籍の登録の消除の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第3条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第4条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p>	鳥取市
<p>8の17 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第1条の3第1項の規定による保健師免許、助産師免許又は看護師免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第1条の3第2項の規定による准看護師免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第3条第3項の規定による准看護師籍の訂正の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第3条第5項の規定による保健師籍、助産師籍若しくは看護師籍又は准看護師籍の訂正の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第4条第2項の規定による准看護師籍の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付</p>	鳥取市

<ul style="list-style-type: none"> (6) 第4条第3項の規定による保健師籍、助産師籍若しくは看護師籍又は准看護師籍の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付 (7) 第5条第2項の規定による保健師籍、助産師籍若しくは看護師籍又は准看護師籍の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付 (8) 第6条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付 (9) 第6条第4項の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付 (10) 第7条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付 (11) 第7条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付 (12) 第7条第6項の規定による免許証の再交付の申請及び免許証の返納の受理並びに知事への送付 (13) 第8条第2項及び第4項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付 (14) 第8条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付 	
<p>8の18 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第1条の規定による免許の申請の受理及び知事への送付 (2) 第3条第2項の規定による名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付 (3) 第4条第1項の規定による名簿の登録の消除の申請の受理及び知事への送付 (4) 第5条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付 (5) 第6条第2項の規定による免 	鳥取市

<p>許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第6条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第7条の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p>	
<p>8の19 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第1条の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第3条第2項の規定による理学療法士名簿又は作業療法士名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第4条第1項の規定による理学療法士名簿又は作業療法士名簿の登録の消除の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第5条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第6条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第6条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第7条の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p>	鳥取市
<p>8の20 視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第1条の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第3条第2項の規定による名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第4条第1項の規定による名簿の登録の消除の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第5条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び</p>	鳥取市

<p>知事への送付</p> <p>(5) 第6条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第6条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第7条の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p>	
<p>8の21 大麻取締法（昭和23年法律第124号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第5条第1項の規定による大麻取扱者免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第10条第1項の規定による免許の取消の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第10条第2項の規定による大麻取扱者の死亡又は解散の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第10条第4項の規定による大麻取扱者免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第10条第5項の規定による大麻取扱者名簿の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第10条第6項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第10条第7項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(8) 第14条の規定による大麻の持ち出しの許可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(9) 第15条の規定による大麻栽培者の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(10) 第17条の規定による大麻研究者の報告の受理及び知事への送付</p>	<p>鳥取市</p>
<p>8の22 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第4条第2項（毒物及び劇物</p>	<p>鳥取市</p>

<p>取締法施行令（昭和30年政令第261号）第36条の7第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による製造業又は輸入業の登録の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第6条の2第1項の規定による特定毒物研究者の許可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第7条第3項（毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第9条第2項において準用する第4条第2項（毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による製造業又は輸入業の登録の変更の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第10条第1項（毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による毒物劇物営業者の氏名等の変更等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第10条第2項の規定による特定毒物研究者の氏名等の変更等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第21条第1項（毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登録が失効した場合等の届出の受理及び知事への送付</p>			
<p>8の23 毒物及び劇物取締法施行令に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第11条第1号、第16条第1号、第22条第1号及び第28条第1号の規定による製剤の使用者の指定の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第13条第1号ロ及びチ、第18</p>	<p>鳥取市</p>		

<p>条第1号ロ、二、ホ及びへ並びに第24条第1号ロ、二、ホ及びへの規定による指導者の指定の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第30条第2号イの規定による燻蒸作業の場所の指定の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第35条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録票又は許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第36条第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録票又は許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第36条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録票又は許可証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第36条の2第1項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録票又は許可証の返納の受理及び知事への送付</p>	
<p>8の24 毒物及び劇物取締法の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</p>	<p>鳥取市</p>
<p>8の25 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第4条第2項(第30条の5において準用する場合を含む。)の規定による覚せい剤施用機関等の指定の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第9条第2項の規定による覚せい剤施用機関の廃止等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第9条第3項の規定による覚せい剤研究者の研究の廃止の届出の受理及び知事への送付</p>	<p>鳥取市</p>

- (4) 第10条第1項（第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による指定証の返納の受理及び知事への送付
- (5) 第10条第2項（第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による指定証の提出の受理及び知事への送付
- (6) 第11条第1項（第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による指定証の再交付の申請の受理及び知事への送付
- (7) 第11条第2項（第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による指定証の返納の受理及び知事への送付
- (8) 第12条第2項（第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による名称の変更の届出の受理及び知事への送付
- (9) 第12条第3項（第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による氏名等の変更の届出の受理及び知事への送付
- (10) 第22条の2の規定による覚せい剤の廃棄の届出の受理及び知事への送付
- (11) 第23条の規定による事故の届出の受理及び知事への送付
- (12) 第24条第1項の規定による所有していた覚せい剤の報告の受理及び知事への送付
- (13) 第24条第2項の規定による譲り渡した覚せい剤の報告の受理及び知事への送付
- (14) 第30条の規定による覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告の受理及び知事への送付
- (15) 第30条の4第1項の規定による業務の廃止等の届出の受理及び知事への送付
- (16) 第30条の12第1項第2号の規定による覚せい剤原料の保管の場

<p>所の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(17) 第30条の13の規定による覚せい剤原料の廃棄の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(18) 第30条の14の規定による事故の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(19) 第30条の15第1項の規定による所有等をしてきた覚せい剤原料の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(20) 第30条の15第2項の規定による譲り渡した覚せい剤原料の報告の受理及び知事への送付</p>	
<p>8の26 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第3条第1項の規定による麻薬取扱者の免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第7条第1項（第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。）の規定による業務又は研究の廃止の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第7条第2項の規定による資格を欠くに至った場合の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第7条第3項（第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。）の規定による死亡又は解散の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第8条（第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。）の規定による免許証等の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第9条第1項（第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。）の規定による免許証等の記載事項の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第10条第1項（第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。）の規定による免許証等の再交付の申請の受理及び知事</p>	<p>鳥取市</p>

への送付

- (8) 第10条第2項(第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。)の規定による免許証等の返納の受理及び知事への送付
- (9) 第24条第12項第1号の規定による譲渡しの許可の申請の受理及び知事への送付
- (10) 第29条の規定による麻薬の廃棄の届出の受理及び知事への送付
- (11) 第35条第1項の規定による事故の届出の受理及び知事への送付
- (12) 第35条第2項の規定による調剤された麻薬の廃棄の届出の受理及び知事への送付
- (13) 第36条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による免許が失効した場合等の措置の届出の受理及び知事への送付
- (14) 第36条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による麻薬を譲り渡した者の届出の受理及び知事への送付
- (15) 第46条第1項の規定による麻薬卸売業者の届出の受理及び知事への送付
- (16) 第47条の規定による麻薬小売業者の届出の受理及び知事への送付
- (17) 第48条の規定による麻薬管理者の届出の受理及び知事への送付
- (18) 第49条の規定による麻薬研究者の届出の受理及び知事への送付
- (19) 第50条第1項の規定による向精神薬営業者の免許の申請の受理及び知事への送付
- (20) 第50条の5第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請の受理及び知事への送付
- (21) 第50条の20第4項の規定による向精神薬取扱責任者の届出の受理及び知事への送付

<p>(22) 第50条の22第1項の規定による事故の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(23) 第50条の24第2項の規定による向精神薬の品名及び数量等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(24) 第50条の27の規定による業務の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(25) 第50条の28の規定による業務廃止の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(26) 第50条の33第1項及び第2項の規定による事故等の届出の受理及び知事への送付</p>	
<p>8の27 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第9条の2第6項の規定による麻薬小売業者間譲渡許可に係る変更等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第9条の2第8項の規定による麻薬小売業者の追加の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第9条の2第10項の規定による麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第9条の2第11項の規定による麻薬小売業者間譲渡許可書の返納の受理及び知事への送付</p>	鳥取市
<p>8の28 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第8条の2第1項の規定による薬局に関する情報の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第8条の2第2項の規定による薬局に関する情報の変更の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第12条第1項の規定による製造販売業の許可の申請の受理及び知事への送付</p>	鳥取市

- (4) 第13条第1項の規定による製造業の許可の申請の受理及び知事への送付
- (5) 第13条第6項の規定による製造業の許可の区分の変更及び追加の許可の申請の受理及び知事への送付
- (6) 第14条第1項の規定による製造販売の承認の申請の受理及び知事への送付
- (7) 第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による調査の申請の受理及び知事への送付
- (8) 第14条第9項の規定による製造販売の変更の承認の申請の受理及び知事への送付
- (9) 第14条第10項の規定による製造販売の軽微な変更の届出の受理及び知事への送付
- (10) 第14条の8第3項の規定による医薬品等承認取得者の地位の承継の届出の受理及び知事への送付
- (11) 第14条の9第1項の規定による製造販売の届出の受理及び知事への送付
- (12) 第14条の9第2項の規定による製造販売の変更の届出の受理及び知事への送付
- (13) 第19条第1項の規定による製造販売業者の休廃止等の届出の受理及び知事への送付
- (14) 第19条第2項の規定による製造業者の休廃止等の届出の受理及び知事への送付
- (15) 第23条の2第1項の規定による医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請の受理及び知事への送付
- (16) 第23条の2の3第1項の規定による医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録の申請の受理及び知事への送付
- (17) 第23条の2の16第1項の規定

による医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者の休廃止等の届出の受理及び知事への送付

(18) 第23条の2の16第2項の規定による医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者の休廃止等の届出の受理及び知事への送付

(19) 第23条の20第1項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可の申請の受理及び知事への送付

(20) 第23条の36第1項の規定による再生医療等製品の製造販売業者の休廃止等の届出の受理及び知事への送付

(21) 第30条第1項の規定による配置販売業の許可の申請の受理及び知事への送付

(22) 第32条の規定による配置従事の届出の受理及び知事への送付

(23) 第33条の規定による配置従事者の身分証明書の交付の申請の受理及び知事への送付

(24) 第34条第1項の規定による卸売販売業の許可

(25) 第35条第3項の規定による医薬品営業所管理者の兼務の許可

(26) 第38条第2項において準用する第10条第1項の規定による配置販売業の休廃止等の届出の受理及び知事への送付

(27) 第38条第2項において準用する第10条第1項の規定による卸売販売業の休廃止等の届出の受理

(28) 第40条の2第1項の規定による医療機器の修理業の許可の申請の受理及び知事への送付

(29) 第40条の2第5項の規定による修理区分の変更又は追加の許可の申請の受理及び知事への送付

(30) 第40条の3において準用する第23条の2の16第2項の規定による医療機器の修理業の休廃止等の届出の受理及び知事への送付

<p>(31) 第40条の5第2項の規定による再生医療等製品の販売業の許可</p> <p>(32) 第40条の6第2項の規定による再生医療等製品営業所管理者の兼務の許可</p> <p>(33) 第40条の7第1項において準用する第10条第1項の規定による再生医療等製品の販売業の休業等届出の受理</p> <p>(34) 第68条の16第1項の規定による生物由来製品の製造管理者の承認の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(35) 第68条の16第2項において準用する第7条第3項の規定による製造管理者の兼務の許可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(36) 第69条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査等（配置販売業に係るものを除く。）</p> <p>(37) 第70条第1項の規定による廃棄等の命令（(24)の許可を受けた者及び(31)の許可を受けた者に係るものに限る。(38)から(45)までにおいて同じ。）</p> <p>(38) 第72条第4項の規定による構造設備の改善命令等</p> <p>(39) 第72条の4第1項の規定による業務運営の改善命令</p> <p>(40) 第72条の4第2項の規定による是正命令</p> <p>(41) 第72条の5第1項の規定による中止命令等</p> <p>(42) 第72条の5第2項の規定による送信を防止する措置の要請</p> <p>(43) 第73条の規定による医薬品等総括製造販売責任者等の変更命令</p> <p>(44) 第75条第1項の規定による許可の取消し等</p> <p>(45) 第76条の規定による許可等の更新を拒否する処分の理由の通知等</p>			
<p>8の29 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11</p>	<p>鳥取市</p>		

号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 第5条第2項(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付
- (2) 第6条第2項(同条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付
- (3) 第6条第4項(同条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付
- (4) 第7条第1項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付
- (5) 第12条第2項(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付
- (6) 第13条第2項(同条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付
- (7) 第13条第4項(同条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付
- (8) 第14条第1項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付
- (9) 第37条の2第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付
- (10) 第37条の3第2項(同条第5

項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付

(11) 第37条の3第4項(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付

(12) 第37条の4第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付

(13) 第37条の9第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録証の書換交付の申請の受理及び知事への送付

(14) 第37条の10第2項(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録証の再交付の申請の受理及び知事への送付

(15) 第37条の10第4項(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録証の返納の受理及び知事への送付

(16) 第37条の11第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録証の返納の受理及び知事への送付

(17) 第43条の4第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付

(18) 第43条の5第2項(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付

- (19) 第43条の5第4項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付
- (20) 第43条の6第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付
- (21) 第45条第2項の規定による許可証の書換交付（8の28の項(24)及び(31)の許可に係るものに限る。(23)、(25)、(27)及び(29)において同じ。）
- (22) 第45条第2項の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付（8の28の項(24)及び(31)の許可に係るものを除く。(24)、(26)及び(28)において同じ。）
- (23) 第46条第2項の規定による許可証の再交付
- (24) 第46条第2項の規定による許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付
- (25) 第46条第3項の規定による許可証の返納の受理
- (26) 第46条第3項の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付
- (27) 第47条の規定による許可証の返納の受理
- (28) 第47条の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付
- (29) 第48条の規定による許可台帳の整備
- (30) 第55条において準用する第37条の9第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付
- (31) 第55条において準用する第37

<p>条の10第2項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(32) 第55条において準用する第37条の10第4項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(33) 第55条において準用する第37条の11第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</p>			
<p>8の30 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第159条の5の規定による登録販売者試験の申請書の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第159条の7第1項の規定による販売従事登録の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第159条の9第1項の規定による登録事項の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第159条の10第1項の規定による登録の消除の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第159条の11第1項の規定による販売従事登録証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第159条の12第1項の規定による販売従事登録証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第159条の12第4項の規定による販売従事登録証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(8) 第159条の13の規定による販売従事登録証の返納の受理及び知事への送付</p>	<p>鳥取市</p>		

<p>8の31 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</p>	<p>鳥取市</p>
<p>8の32 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第10条によりなお効力を有するものとされる改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第24条第2項の規定による既存配置販売業者の許可の更新の申請の受理及び知事への送付</p>	<p>鳥取市</p>
<p>8の33 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第6条によりなお効力を有するものとされる改正前の薬事法施行令（昭和36年政令第11号）に基づく既存配置販売業者に係る事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第45条第2項の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第46条第2項の規定による許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第46条第3項の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第47条の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</p>	<p>鳥取市</p>
<p>8の34 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）附則第12条第1項によりなお効力を有するものとされる改正前の薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく既存配置販売業者に係る事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第153条において準用する第16条第1項の規定による変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第153条において準用する第18条の規定による休廃止等の届出の受理及び知事への送付</p>	<p>鳥取市</p>

<p>(3) 第156条の規定による配置従事の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第157条第1項の規定による配置従事者の身分証明書の交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第159条の規定による品目の変更又は追加の申請の受理及び知事への送付</p>			
<p>8の35. 薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第3条の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第5条第2項の規定による薬剤師名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第6条の規定による薬剤師名簿の登録の消除の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第8条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第9条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第9条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第10条の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p>	鳥取市		

(鳥取県民生委員定数条例の一部改正)

第2条 鳥取県民生委員定数条例（平成25年鳥取県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="231 1877 762 2020"> <tr> <td>米子市</td> <td>338人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	米子市	338人	略		<p>民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="821 1883 1353 2027"> <tr> <td>鳥取市</td> <td>516人</td> </tr> <tr> <td>米子市</td> <td>338人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	鳥取市	516人	米子市	338人	略	
米子市	338人										
略											
鳥取市	516人										
米子市	338人										
略											

(鳥取県保健所条例の一部改正)

第10条 鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(名称、位置及び所管区域)			(名称、位置及び所管区域)		
第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取保健所	鳥取市	岩美郡及び八頭郡	鳥取県鳥取保健所	鳥取市	<u>鳥取市</u> 、岩美郡及び八頭郡
略			略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表8の28の項(25)及び(32)の項に掲げる許可等の処分その他の行為(以下「移譲事務」という。)については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県国民健康保険条例の設定について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 国民健康保険制度の改正により、県が国民健康保険の保険者となることに伴い、国民健康保険の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県国民健康保険運営協議会 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、鳥取県国民健康保険運営協議会を置くとともに、当該協議会の委員の定数について定める。</p> <p>(2) 国民健康保険保険給付費等交付金 保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため、県から市町村に交付する国民健康保険保険給付費等交付金について必要な事項を定める。</p> <p>(3) 国民健康保険事業費納付金 県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、県が年度ごとに市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の算定方法について必要な事項を定める。</p> <p>(4) 鳥取県国民健康保険財政安定化基金 鳥取県国民健康保険財政安定化基金による交付事業について交付の要件及び額等を定める。</p> <p>(5) 施行期日等 ア 施行期日は、公布日とするイに関する事項を除き、平成30年4月1日とする。 イ この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができることとする。 ウ 退職者医療制度の適用を受ける退職被保険者について、国民健康保険事業費納付金の額の算定から除外するため、所要の読替えを行うこととする。 エ 鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する。 オ 鳥取県特別会計条例、鳥取県基金条例及び鳥取県附属機関条例について、所要の規定の整備を行う。</p>

鳥取県国民健康保険条例の設定について

医療指導課

○国保制度改革により、県が国保の保険者となることに伴い、国保の運営に関して法令等に定めるもののほか、必要な事項を条例で定めるもの。

※法令等：国民健康保険法、国民健康保険施行令、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令

○国保条例は、以下の事項を定める一括条例とする。

- 1 鳥取県国民健康保険運営協議会
- 2 国民健康保険保険給付費等交付金の交付
- 3 国民健康保険事業費納付金
- 4 鳥取県国民健康保険財政安定化基金による交付事業

(条例案の構成)

- ・第1章 総則
 - ・第2章 鳥取県国民健康保険運営協議会
 - ・第3章 国民健康保険保険給付費等交付金の交付
 - ・第4章 国民健康保険事業費納付金
 - ・第5章 鳥取県国民健康保険財政安定化基金による交付事業
 - ・第6章 雑則
- 附則

【条例案のポイント】

(1) 鳥取県国民健康保険運営協議会について

○運営協議会：国保事業の運営に関する事項を審議する県の附属機関。

・委員定数は、条例で定めることとされている。

国保被保険者代表3人、保険医又は保険薬剤師代表3人、公益代表3人、被用者保険等保険者代表2名 計11名で構成

※現運営協議会は、制度改革の準備機関として告示により設置している。(H29.3~H30.2)

(2) 国民健康保険保険給付費等交付金の交付について

○保険給付費等交付金：市町村が保険給付に要する費用に対し県が交付するもの。

・国保保険給付費等交付金は、①普通交付金、②特別交付金とし、

① 普通交付金は、条例で定めるところにより療養給付費等の費用について市町村へ交付。

(→医療費や県内の市町村で共同負担する保健事業等に要する費用など)

② 特別交付金は、条例で定めるところにより市町村の特別事情等に応じて市町村へ交付。

(→市町村向け特別調整交付金や保険者努力支援制度による交付金など)

※「条例で定めるところにより」は要綱等での知事別定めとしている。

(3) 国民健康保険事業費納付金

○国保事業費納付金：県が保険給付費等交付金等の財源とするため、市町村から徴収する納付金(※市町村の納付金は被保険者の保険料が財源となる。)

・国保事業費納付金の算定方法については、主に政令により定められるが、この算定に必要となる、医療費指数反映係数、所得係数等の指数については、条例で定めるところにより、具体的には毎年告示することとされている。

(4) 鳥取県国民健康保険財政安定化基金による交付事業

○財政安定化基金：市町村の保険料収納不足による財源不足や医療費の増に対応するため県に設置する基金。

- ・財政安定化基金の役割は、①貸付事業（財源不足、医療費増の場合）②交付事業（特別事情がある場合）とし、主に政令により定められることになるが、このうち、②交付事業については、条例で交付要件と拠出金の額を定めることとされている。

※現在の財政安定化基金は、H27年度からH29年度の間は積立てを行い、平成30年度当初は、約7億円程度となる見込み。

(5) その他

国保条例の新設に関連して、附則において、

- ・鳥取県特別会計条例の一部改正（所管課：財政課）
- ・鳥取県基金条例の一部改正（所管課：財政課）
- ・鳥取県附属機関条例の一部改正（所管課：業務効率推進課）

の条例改正を行う。

鳥取県国民健康保険条例案

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 鳥取県国民健康保険運営協議会（第3条―第5条）
- 第3章 国民健康保険保険給付費等交付金の交付（第6条）
- 第4章 国民健康保険事業費納付金
 - 第1節 総則（第7条・第8条）
 - 第2節 一般納付金基礎額（第9条―第14条）
 - 第3節 後期高齢者支援金等納付金基礎額（第15条―第18条）
 - 第4節 介護納付金納付金基礎額（第19条―第22条）
- 第5章 鳥取県国民健康保険財政安定化基金（第23条―第25条）
- 第6章 雑則（第26条）
- 附則
 - 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、県が行う国民健康保険に関し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法並びに施行令及び算定政令で使用する用語の例による。

第2章 鳥取県国民健康保険運営協議会

（設置）

第3条 法第11条第1項の規定に基づき、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、鳥取県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員の定数）

第4条 協議会の委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

2 委員は、知事が任命する。

（運営に関する細則）

第5条 前2条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 国民健康保険保険給付費等交付金の交付

第6条 知事は、国民健康保険保険給付費等交付金について、算定政令第6条第2項に掲げる費用に応じて普通交付金を、同条第6項各号に掲げる額の合算額に応じて特別交付金を、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

2 特別交付金の額の算定に用いる算定政令第6条第6項第3号に掲げる額は、法第72条の2第1項の規定により毎年度県が繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより市町村への交付に充てる額とする。

第4章 国民健康保険事業費納付金

第1節 総則

（国民健康保険事業費納付金の徴収）

第7条 知事は、毎年度に各市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町村に対して通知する

ものとする。

2 前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、算定政令その他の関係法令及びこの条例で定めるところにより算定するものとする。

(知事が定める数の告示)

第8条 知事は、次条第1項、第11条、第14条、第15条、第18条、第19条及び第22条の規定により数を定めるときは、当該数を告示するものとする。

第2節 一般納付金基礎額

(医療費指数反映係数)

第9条 医療費指数反映係数は、各市町村に係る一般納付金基礎額に当該市町村に係る年齢調整後医療費指数の多寡が反映されるものとして、知事が定める数とする。

2 知事は、前項の数を定めるに当たっては、各市町村における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮しなければならない。

(年齢調整後医療費指数)

第10条 年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令9条第4項第1号に掲げる数とする。

(一般納付金所得係数)

第11条 一般納付金所得係数は、算定政令第9条第5項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するための配慮を要すると知事が認めるときは、この限りでない。

(一般納付金所得等割合)

第12条 一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第13条 一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第9条第7項第2号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者均等割指数)

第14条 一般納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満までの範囲内において、施行令第29条の7第2項に規定する基準を考慮して知事が定める数とする。

第3節 後期高齢者支援金等納付金基礎額

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第15条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、算定政令第10条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するための配慮を要すると知事が認めるときは、この限りでない。

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第16条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第10条第4項第1号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第17条 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第10条第5項第2号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数)

第18条 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満までの範囲内において、施行令第29条の7第3項に規定する基準を考慮して知事が定める数とする。

第4節 介護納付金納付金基礎額

(介護納付金納付金所得係数)

第19条 介護納付金納付金所得係数は、算定政令第11条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除し

て得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するための配慮を要すると知事が認めるときは、この限りでない。

(介護納付金納付金所得等割合)

第20条 介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条第4項第1号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第21条 介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条第5項第2号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金被保険者均等割指数)

第22条 介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満までの範囲内において、施行令第29条の7第4項に規定する基準を考慮して知事が定める数とする。

第5章 鳥取県国民健康保険財政安定化基金

(交付金の交付の要件)

第23条 鳥取県国民健康保険財政安定化基金（鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第9号）第2条第6項の規定により設置された鳥取県国民健康保険財政安定化基金をいう。）による法第81条の2第1項第2号に掲げる事業に係る交付金は、市町村が次の各号のいずれかに該当すると認められるときに交付する。

- (1) 被保険者の多数が災害によって著しい被害を受けたこと。
- (2) 企業の倒産、主要な生産物の価格の著しい低下等によって地域経済に特別の事情が生じたこと。
- (3) その他被保険者の生活に影響を与える特別の事情が生じたこと。

(抛出金の額等)

第24条 各市町村が負担する財政安定化基金抛出金（以下「抛出金」という。）の額は、当該年度における第1号に掲げる額に第2号に掲げる数を乗じて得た額を基準として、知事が定める額とする。

- (1) 算定政令第22条第2項の規定により知事が定める額
- (2) 当該市町村の被保険者の数を県内の被保険者の数で除して得た数

2 知事は、前項の規定により各市町村の抛出金の額を算定した場合には、各市町村に対して抛出金の額及び納付の期限その他必要な事項を通知しなければならない。この場合において、前項の規定により算定した抛出金の徴収は、当該抛出金に係る交付を行った年度の翌々年において行うものとする。

(抛出金の納付期限の延長)

第25条 知事は、前条第2項の規定により抛出金の納付の期限の通知を受けた市町村が、災害その他特別の事情により抛出金に当てる財源の確保が著しく困難となった場合においては、当該市町村に係る抛出金の納付期限を延長することができる。

第6章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(退職被保険者等に係る経過措置)

3 退職被保険者等所属都道府県及び退職被保険者等所属市町村については、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

第10条	算定政令第9条第4項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第1号
第11条	算定政令第9条第5項第1号に掲げる額を	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられ

	同項第2号に掲げる額	た算定政令第9条第5項第1号に掲げる額を算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第2号に掲げる額
第12条	算定政令第9条第6項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第6項第1号
第15条	算定政令第10条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第1号に掲げる額を算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第2号に掲げる額
第16条	算定政令第10条第4項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第4項第1号

(鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の廃止)

- 4 鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例(平成17年鳥取県条例第66号)は、廃止する。ただし、この条例の施行の日前に交付決定された鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例第3条第1項の交付金については、なお従前の例による。

(鳥取県特別会計条例の一部改正)

- 5 鳥取県特別会計条例(平成19年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
名称	設置目的	歳入	歳出	名称	設置目的	歳入	歳出
略				略			
11 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計	就農支援資金貸付事業の円滑な運営及びその経理の適正を図り、並びに農業改良資金貸付金の償還金の適切な管理及びその経理の適正を図ること。	就農支援資金に係る元金収入、国からの借入金、一般会計からの繰入金及び附属諸収入並びに農業改良資金貸付金に係る元金収入及び附属諸収入	就農支援資金に係る貸付金、借入金の償還金その他の諸支出及び農業改良資金に係る借入金の償還金その他の諸支出	11 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計	就農支援資金貸付事業の円滑な運営及びその経理の適正を図り、並びに農業改良資金貸付金の償還金の適切な管理及びその経理の適正を図ること。	就農支援資金に係る元金収入、国からの借入金、一般会計からの繰入金及び附属諸収入並びに農業改良資金貸付金に係る元金収入及び附属諸収入	就農支援資金に係る貸付金、借入金の償還金その他の諸支出及び農業改良資金に係る借入金の償還金その他の諸支出
12 鳥取県国民健康保険運営事業特別	鳥取県国民健康保険事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	分担金及び負担金、国からの支出金、一般会計及び鳥取県国民健康保険財政安定化基金	国民健康保険運営事業費その他の諸支出				

会計	(鳥取県基金条例第2条第6項の規定により設置された鳥取県国民健康保険財政安定化基金をいう。)からの繰入金並びに附属諸収入				
----	--	--	--	--	--

(鳥取県基金条例の一部改正)

6 鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(設置) 第2条 略 2～5 略 6 <u>国民健康保険法第81条の2第1項の規定に基づき、別表第3の4の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u>					(設置) 第2条 略 2～5 略 6 <u>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)附則第6条第1項の規定に基づき、別表第3の4の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u>				
別表第3 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)					別表第3 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)				
名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
4	鳥取県国民健康保険の財政	鳥取県国民健康保険運営事業特別会計歳入歳出予算(鳥取県特別会計条例第2条の規定により設置される鳥取県国民健康保険運営事業特別会計に	鳥取県国民健康保険運営事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	4	鳥取県国民健康保険の財政	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

政 安 定 化 基 金	安 定 化 を 図 る こ と 。	係る歳入歳出 予算をいう。 以下同じ。)	積立て				
		に定める額					

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

7 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県医療費 適正化計画策 定評価委員会	高齢者の医療の確保に関する法律 第9条第1項の規定により定める 計画に関する事項	鳥取県医療費 適正化計画策 定評価委員会	高齢者の医療の確保に関する法律 <u>（昭和57年法律第80号）</u> 第9条第 1項の規定により定める計画に関 する事項
鳥取県国民健 康保険運営協 議会	鳥取県国民健康保険事業の運営に 関する事項		
略		略	

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (5) 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について (平成29年11月16日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。</p> <p>2 概 要 補助金の交付について定めた規定中引用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項を改める。</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日から施行する。</p>

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第24項</u>に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第22項</u>に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

